

(参考②)

契約に際しては、本契約書（案）を基本とし、電気料金の構成、算定及び支払の方法等については、落札業者と個別協議の上、落札業者の電気契約要綱等に応じて、条文等の詳細を決定することとします。

契 約 書 (案)

岡山県（以下「甲」という。）と〇〇〇（落札者）（以下「乙」という。）は、岡山県立美術館で使用する電気の受給について、下記条項により契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、別添仕様書に基づき、岡山県立美術館において使用する電気を需要に応じて供給し、甲は、乙にその対価（以下「電気料金」という。）を支払うものとする。

（電気料金の構成、契約単価等）

第2条 電気料金は、基本料金及び電力量料金並びに乙の電気契約要綱に定める燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金で構成し、基本料金及び電力量料金の算定の基礎となる契約単価は、それぞれ次のとおりとする。

料金種別	契 約 単 価	
基本料金	〇〇〇〇円／kW・月	
電力量料金	夏季料金（7月1日から9月30日まで）	〇〇〇〇円／kWh
	その他季料金（夏季以外）	〇〇〇〇円／kWh

（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

- 次条第1項第2号に定める供給期間の中途に消費税等の税率に変更があった場合においては、変更後の消費税等の税率を勘案して、第1項の契約単価を改定するものとする。
- 甲又は乙は、次条第1項第2号に定める供給期間の途中で乙が電気契約要綱、標準料金表及び選択要綱（以下「電気契約要綱等」という。）を変更することにより電気料金の改定を行った場合には、書面をもって第1項の契約単価の見直しについて協議することができるものとする。
- 燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は、一般送配電事業者が定める供給条件等によるものとする。

（供給場所及び供給期間）

第3条 乙が電気を供給する場所及び期間は、次のとおりとする。

- 場所 岡山県岡山市北区天神町8番-48号 岡山県立美術館
- 期間 令和5年2月1日午前0時から令和6年1月31日午後12時まで

- 前項の規定にかかわらず、令和5年度において、甲の歳入歳出予算の当該金額に減額

又は削除があった場合は、本契約は解除するものとする。

(契約保証金)

第4条 岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第153条及び第155条の規定による。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(使用電力量の増減)

第6条 甲の使用電力量は、甲の都合により、入札時に示した予定使用電力量から変動することができる。

(契約電力)

第7条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、最大需要電力が500kW以上となるときは、甲乙協議の上、契約電力を決定するものとする。

(使用電力量の計量、検針及び算定)

第8条 電力量計内で計量値が記録される日(以下「計量日」という。)は、毎月〇日とし、午前0時時点とする。

2 電力量計の検針日は、あらかじめ乙が定め、甲に通知した日とし、乙は当該検針日において電力量計に記録された計量値の読みにより使用電力量を算定する。

(電気料金の算定期間)

第9条 電気料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とする。

(電気料金の算定)

第10条 甲が支払うべき電気料金は、次の各号により算出した基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金及び燃料費調整額の合計額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 基本料金は、・・・

(2) 電力量料金は、・・・

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、・・・

(4) 燃料費調整額は、・・・

(電気料金の支払方法)

第11条 乙は、前条の規定により算定した電気料金を甲に請求するものとし、甲は、乙から適法な支払請求書を受領した後、乙が指定した期日までに当該請求額を支払うこととする。

2 甲が、自己の責めに帰すべき事由により、前項に規定する期間内に電気料金を支払わないときは、遅延した日数に応じ、支払金額に対し年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

(危険負担)

第12条 甲乙双方の責めに帰することができない事由によって目的物を納入することができなくなったときは、甲は、乙への支払いを拒むことができる。

2 甲の責めに帰すべき事由によって目的物を納入できなくなったときは、甲は乙への支

払いを拒むことができない。この場合において、乙は、目的物を納入することを免れたことによって、利益を得たときは、これを甲に償還しなければならない。

(契約の解除)

第13条 乙が本契約による債務を履行しない場合において、甲が相当の期間を定めて乙に催告をし、その期間内に当該債務の履行がないときは、甲は、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、同項の規定による催告をすることなく、直ちに契約を解除することができる。

(1) 本契約による債務の全部の履行が不納であるとき。

(2) 乙が本契約による債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 本契約による債務の一部の履行が不納である場合又は乙が該当債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは本契約の目的を達成することができないとき。

(4) 契約の性質又は甲若しくは乙の意思表示により、納入期限までに目的物を納入しなければ本契約の目的を達成することができない場合において、乙が目的物を納入することなく納入期限を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、乙が本契約による債務の履行をせず、甲が乙に前項の規定による催告をしても本契約の目的を達成するに足りる程度に乙が当該債務を履行する見込みのないことが明らかであるとき。

3 前2項の規定にかかわらず、甲は、次に掲げる場合には、本契約を解除することができる。

(1) 甲が行う検査に際し、乙若しくはその代理人等が甲の職員の職務執行を妨げたとき、又は偽りその他不正の行為（第18条の規定に該当する場合を除く。）を行ったと認めるとき。

(2) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、法人である場合には暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条21号ロに規定する役員をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

ロ 役員等が暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にあると認められるとき。

ハ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ニ 暴力団員等、暴力団又は暴力団員等の統制下にある者並びに暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) その他乙が本契約の定める義務を履行しないとき。

4 前3項の規定により甲が本契約を解除しようとする場合において、乙が契約保証金の

納付を免除されているときは、乙は、当該解除の日が属する月の翌日から第3条に定める供給期間の末日までの間における予定契約電力及び予定使用電力量に対し第2条に定める契約単価を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額（その額に1円未満の端数があるときには、これを切り捨てた額）を、違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

5 乙は、前項の違約金の額を超えて甲に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第14条 甲は本契約による債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前条第1項及び第2項の規定により本契約を解除することができない。

第15条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 甲の責めに帰すべき事由により、目的物を納入することができないと認められたとき。

(2) その他甲が本契約に定める義務を履行しないとき。

(損害賠償)

第16条 甲は、乙の契約不履行により損害を受けた場合は、乙に対し、前条第3項の違約金とは別にその損害を賠償させることができる。

(機密の保持)

第17条 甲並びに乙及びその使用人は、本契約の締結及び履行に当たって知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。本契約終了後も、同様とする。

(その他)

第18条 本契約に定めのない事項は、電気契約約款等の定めるところによることとし、本契約において生じた紛争又は疑義については、甲乙協議の上解決する。

2 本契約にかかる訴訟の提起又は調停の申立てについては、岡山地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙双方記名押印の上各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 岡山県岡山市北区天神町8番48号
岡山県
岡山県立美術館管理者 平井 哲哉

乙